

特 記 仕 様 書

工事名 : 山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設造成工事(1工区)

工事場所 : 山梨県中央市浅利

工期 : 契約日翌日から令和8年4月30日までとする。

(適用)

第 1 条 共通仕様書

- 1) 本工事の現場代理人は、工事に関する以下の図書について熟知し、施工にあたっては記載の規定によるものとする。
 - (1) 共通仕様書 (最新版: 山梨県県土整備部)
 - (2) 建設工事必携 (最新版: 山梨県県土整備部)
 - (3) 土木工事施工管理基準及び規格値 (最新版: 山梨県県土整備部)
 - (4) その他関連基準、諸官庁通達、関連法令すべて最新版を適用する。

第 2 条 特記仕様書

第 1 章 一般共通事項

- 1) この仕様書は、「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設造成工事(1工区)」に適用する。ただし、本特記仕様書の記載なき事項については、共通仕様書に準ずるものとする。
- 2) 設計図書及び本特記仕様書に記載された事項と共通仕様書が一致しない条項は、設計図書及び本特記仕様書が優先する。
- 3) 受注者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は、山梨西部広域環境組合監督員(以後、監督員という。)と協議しなければならない。
- 4) 本工事の品質及び出来高管理は、受注者が作成・提出した施工計画書、共通仕様書等及び特記仕様書により行うこと。

- 5) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団及び暴力団密接関係者から社会通念上不当な要求または契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、山梨西部広域環境組合(以後、組合という。)への報告及び管轄警察署への届出を行わなければならない。また、下請負人等が、暴力団及び暴力団密接関係者から社会通念上不当な要求または契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合についても、速やかに管理者への報告・管轄警察署への届出を行うよう当該下請人等に指導しなければならない。
- 6) 受注者は、本工事を支払い対象とする賠償責任保険に加入し、工事請負契約締結後すみやかに保険証書の写しを監督員に提出すること。また、工期の途中で工事請負変更契約(請負金額の増額変更及び工期延期変更。但し、工期末の精算的請負金額の変更は除く)を行った場合は、変更契約締結後、すみやかに変更された保険証書の写しを監督員に提出すること。
- 7) 作業日と作業時間
 1. 作業日は原則平日(月～金)及び土曜日とし、日曜日については作業を認めない。ただし、災害防止対策等の緊急作業はこの限りでは無い。
 2. 作業時間 8 時～17 時 を原則とする。
 3. 国道 140 号において、朝夕の交通量が多いことから、搬入を 9 時から 17 時までとする。また、搬入時間内で搬入車両を可能な限り分散させること。
- 8) 受注者は工事区域の安全について、現場条件を十分配慮の上、作業中は勿論のこと、夜間及び日曜、祝祭日等の作業休止中についても、第三者が立入り、事故等が発生しないよう保安灯・バリケード等、安全施設を所定の位置に配置し、安全確保に万全を期すこと。なお、万が一、人畜・構造物等に損害を与えた場合は、受注者において損害賠償等一切の責任を負うこと。
- 9) 構造物の保全について、本施工区域への搬入経路となる公道及や既設構造物については 工事着手前に損傷等がないか確認するとともに、施工の際に損傷または破損することのないように、各関係機関と連絡を密にとり工事を施工すること。万一損傷、破損が発生した場合は速やかに監督員に報告し、その指示により現況復旧等を行う。なお、これに用いる費用は 受注者の負担とする。また現場状況に応じ埋設物防護の必要が生じた場合は、各関係機関と協議のうえ、その指示通りの防護工を行うこと。なお、その負担については、原則受注者とする。

- 1 0) 受注者は本工事施工にあたり、災害事故防止のため監督員と事前に十分打合せを行い、万全の処置を取ること。なお、大雨等の緊急時には特にパトロール等を行い、防災体制を強化すること。
- 1 1) 本工事に含まれない仮設工事等の小規模な工種が生じた場合は、受注者の負担において施工しなければならない。
- 1 2) (建設リサイクル法第 11 条通知完了連絡書の送付)
受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号) 第 11 条 に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督員と協議の上決定するものとする。

第 2 章 工事現場管理

- 1) 現況の確認工事の着手にあたって、現況地形を確認し、必要に応じて現況測量を行うこと。なお、現況地形が大幅に図面と相違する場合は、監督員に報告を行い、その指示に従うこと。
- 2) 造成の盛土工事に使用する盛土材は、山梨県及び構成市町から搬入される、『公共工事建設発生土』を利用するため、受注者は関係機関との連絡調整に努めること。
- 3) 工事着手前には除草作業を行い、産業 廃棄物として関係法令を遵守して適切に処分すること。(共通仮設費に含む) また、本工事において伐木・木の根が発生した場合は、分別取集し、産業廃棄物として、関係法令に遵守して適切に処分するものとし、最終処分量については監督へ報告を行い、その結果に基づき監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。
- 4) 工事中及び完成後においても表面排水が法肩より流出することが無いように仕上げること。
- 5) 盛土の施工に先立ち、現地盤が 1 : 4 より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、段切りを行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止すること。なお、段切りの最小幅は 1m、最小高は 0.5m とする。

6) 試験盛土及び締固め管理（埋め戻し土）

1. 盛土工事に先立ち試験盛土を行い、監督員と協議の上、まき出し厚及び締固め回数及び締固め機械を決定する。但し、一層の仕上がり厚さは 30 c m以下とする。
2. 盛土工（敷均し、締固め工）における RI 計器を用いた盛土の締固めについては、国交省土木工事請負必携（令和 2 年 4 月）「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」を参照すること。[\(http://www.kkr.milt.go.jp/plan/\)](http://www.kkr.milt.go.jp/plan/)

3. 盛土については、一層の仕上がり厚は 30 c m以下とし、各層ごとに締め固めるものとし、以下の締固め度とする。

RI 計器による場合：1 管理単位の平均乾燥密度は最大乾燥密度の 92%以上

砂置換による場合：1 管理単位の平均乾燥密度は最大乾燥密度の 90%以上

7) 敷地内に敷設する仮設道路については本組合との協議の上で施工すること

- 8) 濁水対策について 施工途上においても土砂流出防止に努め、受注者の責任において濁水防止対策を講ずること。既存の沈砂池及び排水施設についても、工事中に土砂が地区外に流出しないよう受注者の責任において、浚渫し維持管理に努めること(水質検査も含む)。詳細は、監督員と協議すること。

9) 各種手続きについて

道路使用が必要な場合は、所轄警察署の許可を受けてから工事着手すること。
尚、各種申請に伴う費用は、受注者で負担するものとする。

10) 地下埋設物件等（架空線を含む）の事故防止

受注者は、占用物件及び各種管理施設の位置について、設計図書並びに監督員が提示する占用物件台帳等を照らし合わせて確認を行うものとする。また、水道施設については、水路等の構造物と交差している箇所については、干渉を防ぐため 極端に浅くなるなど埋設深さが大きく変化している場合があるので特に注意すること。

1 1) 環境対策（排出ガス対策型建設機械）

受注者は、本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

表 排出ガス対策型建設機械等機種備考

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン エンジン出力7.5kw以上260kw以下を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

（低騒音型の使用）

本工事の施工にあたっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は必要書類を監督員に提出するものとする。なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の（新基準'97 ラベル）が確認できる写真を監督員に提出するものとする。また、（旧基準'89 ラベル）の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、新基準'97 ラベルに貼替えを行うこと。

（アイドリングストップ）

大気汚染物質の発生抑制の観点から、適切な工程管理、作業管理を実施し、待機時間や停止時のアイドリングの低減に努めること。

（粉じん対策）

- 1） 乾燥時や強風時等、粉じんが発生・飛散しやすい気象条件下に散水や清掃を行い、粉じんの発生の抑制に努めること。
- 2） 仮置土や残土を長期に保存する場合には、シートなどで養生し、粉じんの飛散の防止に努めること。
- 3） 仮囲いについては景観や防音、粉じんの飛散防止などに配慮した製品を採用するとともに、交差点部の安全確保に留意した形状とするものとする。
- 4） 周辺を通行する工事用車両のタイヤに付着した土・泥等を落とす洗浄設備を設置し、工事車両による粉じんの発生低減に努めること。

（公害対策）

本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。但し、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(現場事務所等)

受注者の事務所及び仮設トイレは、地区内に設置できる。これに使用する用地は、設計・建設業務の期間において無償貸与とする。また、資材置場、資材搬入路、仮設事務所等の配置計画については、組合と十分協議すること。なお、仮設電気等については受注者において対応するものとする。

(誘導員の配置)

工事期間中、車両誘導のための誘導員を適切な位置に配置すること。

なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(工事出来形図の提出)

受託者は工事完成後出来形図面（A3 判、P D F データー1 式）を作成し監督員に提出すること。

第 3 章 その他

- 1) 品質管理試験 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、山梨県土木工事施工管理基準及び規格値（令和 6 年 10 月）によるものとする。

- 2) 高度技術、創意工夫、社会性等について

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。